

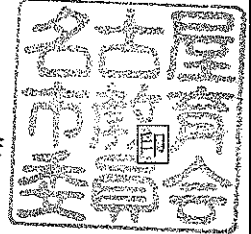
行政文書一部公開決定通知書

2 教文 124 号
令和 2 年 8 月 18 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和2年8月4日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	令和 2 年 3 月 27 日開催「名古屋市文化財調査委員会」議事録 (請求にかかるもの)		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和 2 年 8 月 18 日	午前 時 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当 該当行政文書には、文化財の指定に関する審議、検討又は協議に関する情報が含まれており、当該文化財についての審議、検討又は協議はいまだ実施途上にあり、当該情報が公開されると、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、該当部分を非公開とする。		
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (教育委員会が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

<p>名古屋市文化財調査委員会 議 事 録</p>	<p>日 時：令和2年 3月27日（金）午後2時00分～ 会 場：第8会議室（西庁舎3階）</p>
<p>出席者</p>	<p>(委員) 池田、井上、岡本、河田、鬼頭、熊田、黒沢、高部、永田、西田、服部(直) 服部(誠)、安田、山本、吉田(計15名) *欠席委員1名：西澤 (敬称略) (事務局) 五味澤生涯学習部長、歴史まちづくり推進室長、歴史まちづくり推進室保存支援係長、片岡文化財保護室長、鈴木文化財保存活用係長、深谷主査、瀨口主査 小池副係長、伊藤学芸員、野澤学芸員、瀬瀬学芸員、片桐学芸員、川上(13名)</p>
<p>議 事 内 容</p>	<p>1 開 会 ◎生涯学習部長より挨拶。 事務局職員紹介 定員数確認(16名中15名出席、成立条件の半数以上を満たす) *傍聴者：0人</p> <p>2 議 題 (1) 町並み保存地区における伝統的建造物の追加指定について (建造物) 料亭か茂免 土蔵 ○歴史まちづくり推進室長より説明。(資料1ページ) ○河田委員より説明(資料1ページ)</p> <p>・当該土蔵は、棟札より大正7年の建築であると確認されています。外観は本瓦葺、切妻造り、白漆喰塗で町並みに調和しており、内部は小屋組がトラス構造であること以外は一般的な土蔵で、よく保存されています。従いまして伝統的建造物の指定要件である「町並みの特性を維持していると認められる、主に戦前までに建てられた和風・洋風建築・土蔵等の建築物および門・塀」に合致していると考えられ、伝統的建造物として追加指定して差し支えないものと考えます。補足ですが、外観は本瓦葺ということですが、庇については棧瓦葺となっています。</p> <p>・(安田委員) それでは河田先生のご説明も含めて、ご質問・ご意見いただきたいと思 います。私から失礼いたしますが、土蔵の棟札の漢字が間違っていないでしょうか。 資料では「牛」という字が書いてありますが、少なくとも「午」ではないと思いま すので「午」ではないかと思えます。</p> <p>・(歴まち室) 説明資料の文字が間違っていたということで、申し訳ありません。</p> <p>・(井上委員) 資料の一番下に「当初指定時においては、道路から望見できる戦前の建 物を伝統的建造物に指定」と書いてありますが、この考え方を改めて指定をする ということですか。</p> <p>・(歴まち室) 指定当初について、道路から見えるというのを条件として指定してお</p>

議
事
内
容

り、今まで道路の前に3階建ての建物があり、今までは見えなかったという状況がありまして、当初の指定の中からは外れていましたが、前面の建物が取り壊されて、なおかつこの土蔵についても修理をしたいという考えをお持ちになっているとのことで、伝統的建造物になると補助金を交付できるということもありまして、所有者の方から指定をしてほしいという話がありました。そういうことで今回指定についてお諮りさせていただいているというところであります。

前の建物が取り壊しになった影響で、道路から望見できる状況に変わって、当初の要件を満たすようになったということで指定に至ると判断になったということでございます。

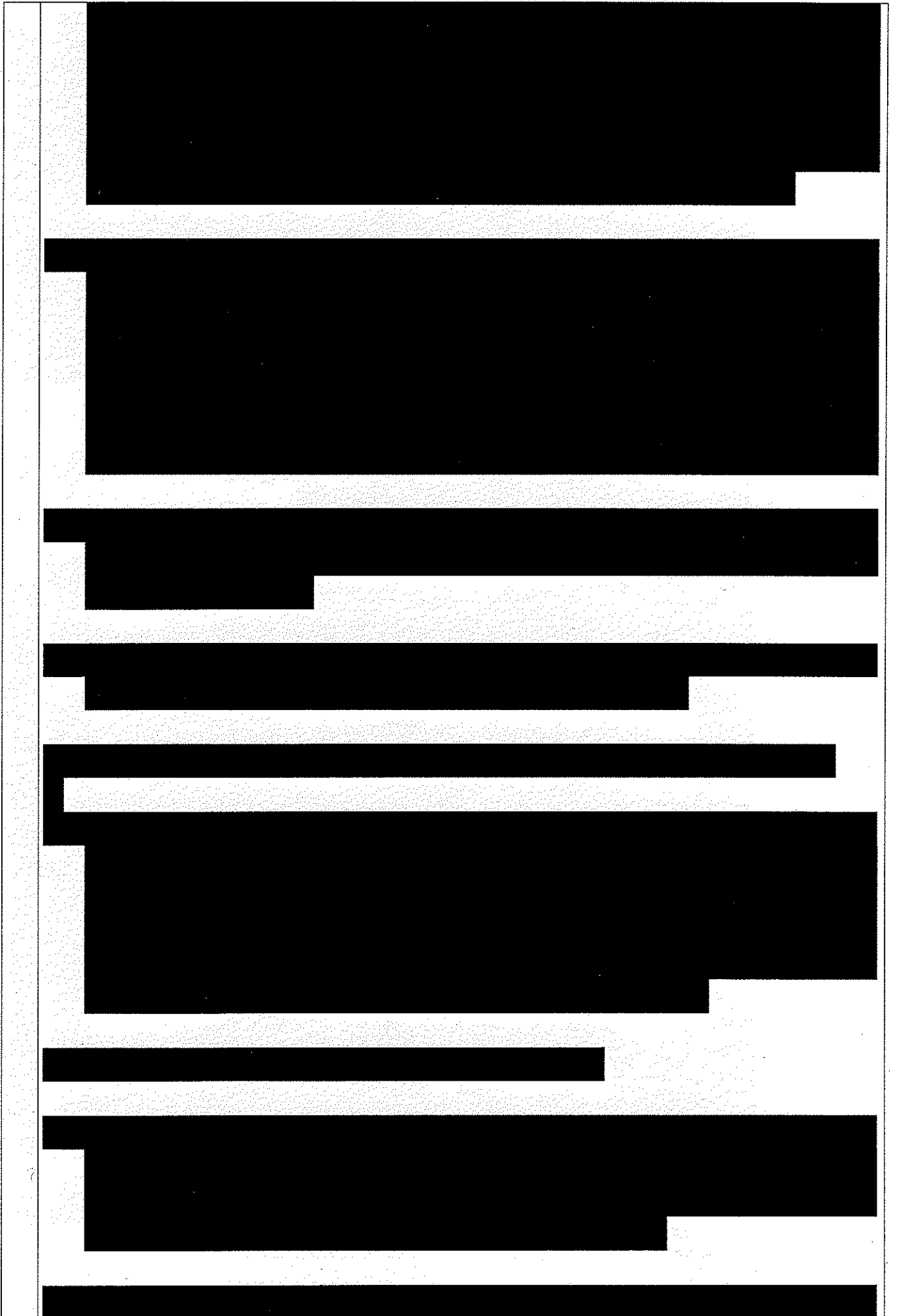
- ・ (安田委員) 他にございますでしょうか。
ないようでございますので、この案の通りに承認したいと思いますよろしいでしょうか。
- ・ 異議、意見なし。
- ・ (安田委員) それでは次の案件にまいりたいと思います。
議題(2)についてでございますが、これも事務局の方からご説明をお願いいたします。

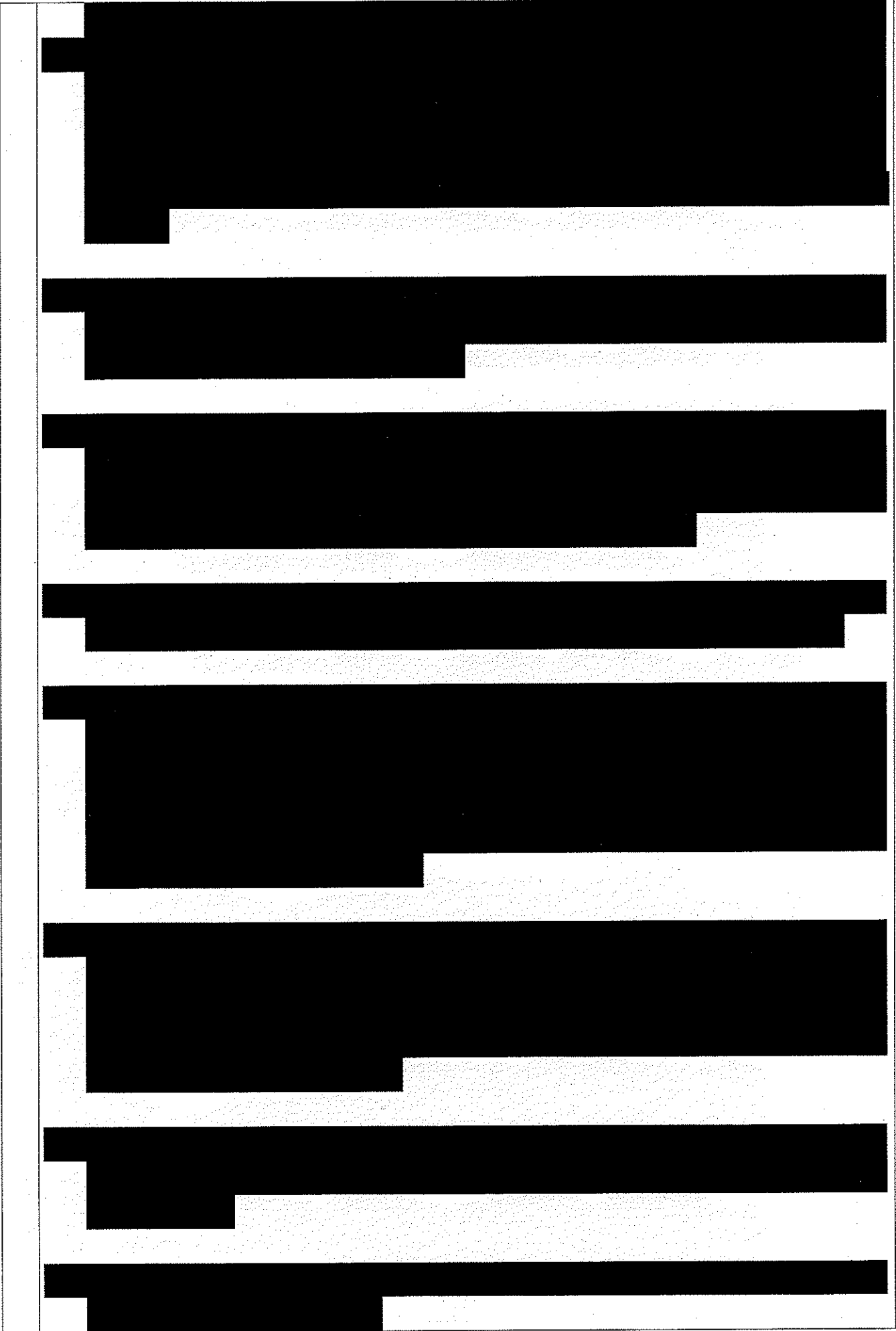
(2) 文化財の指定について (諮問)

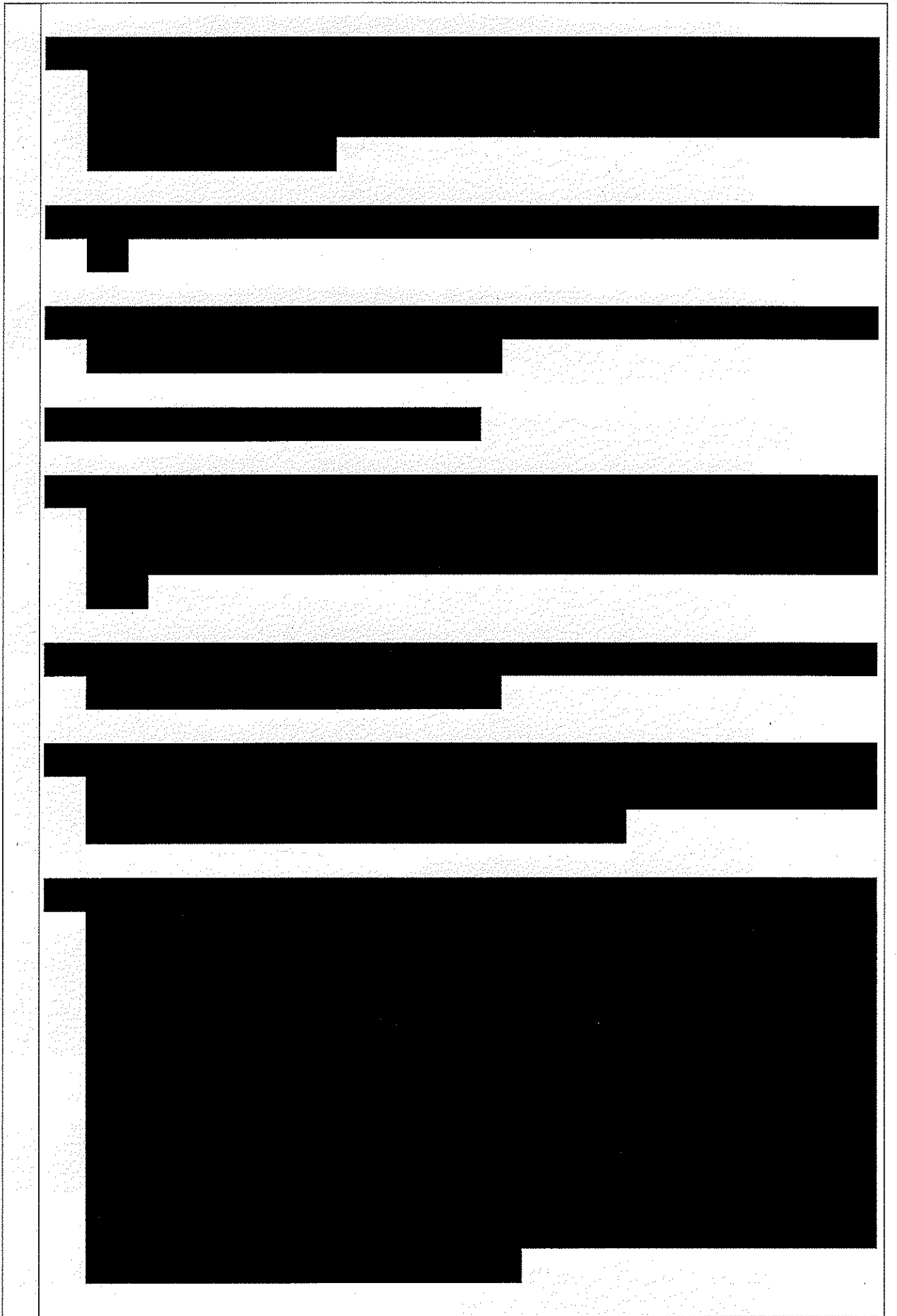
[Redacted content]

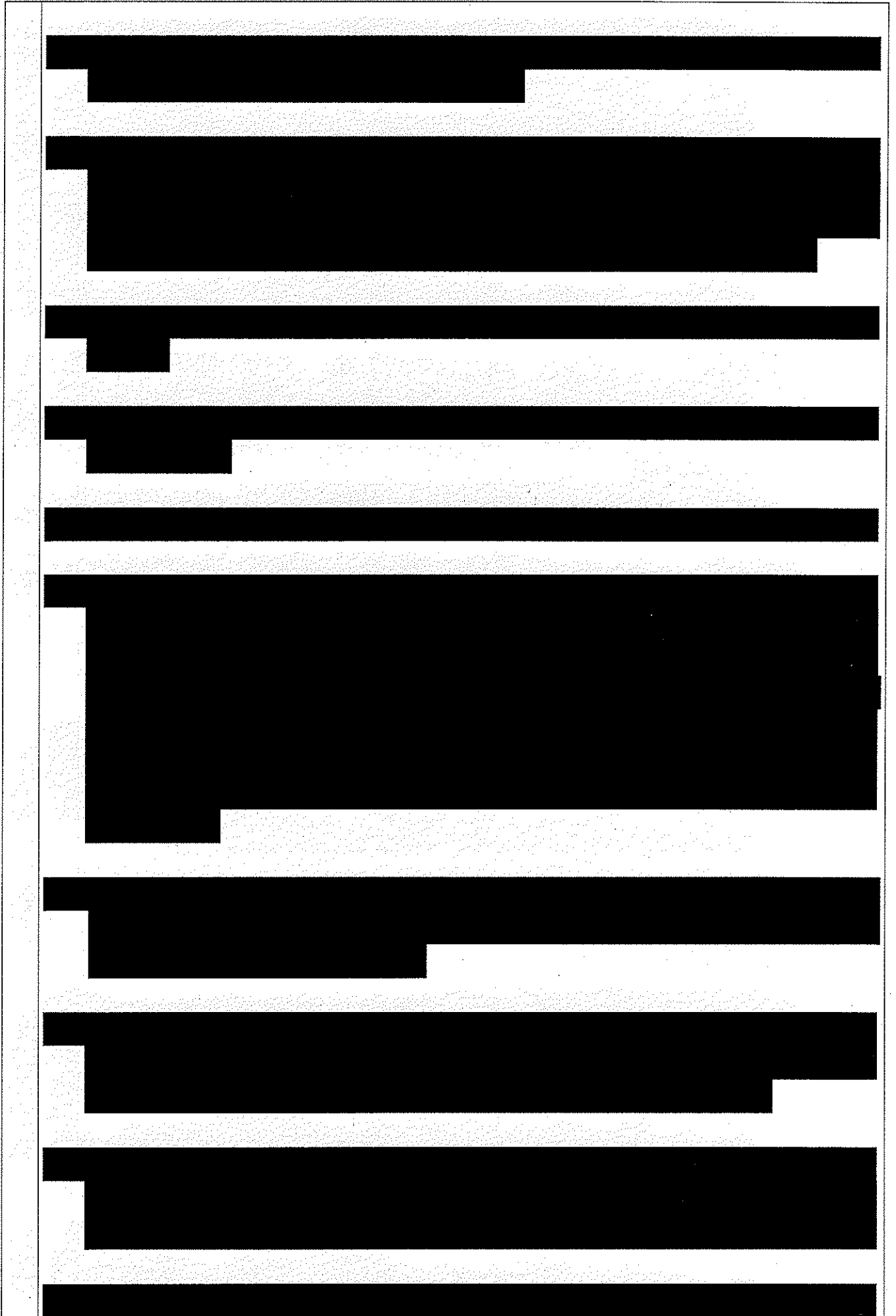
議
事
內
容

[REDACTED]









[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

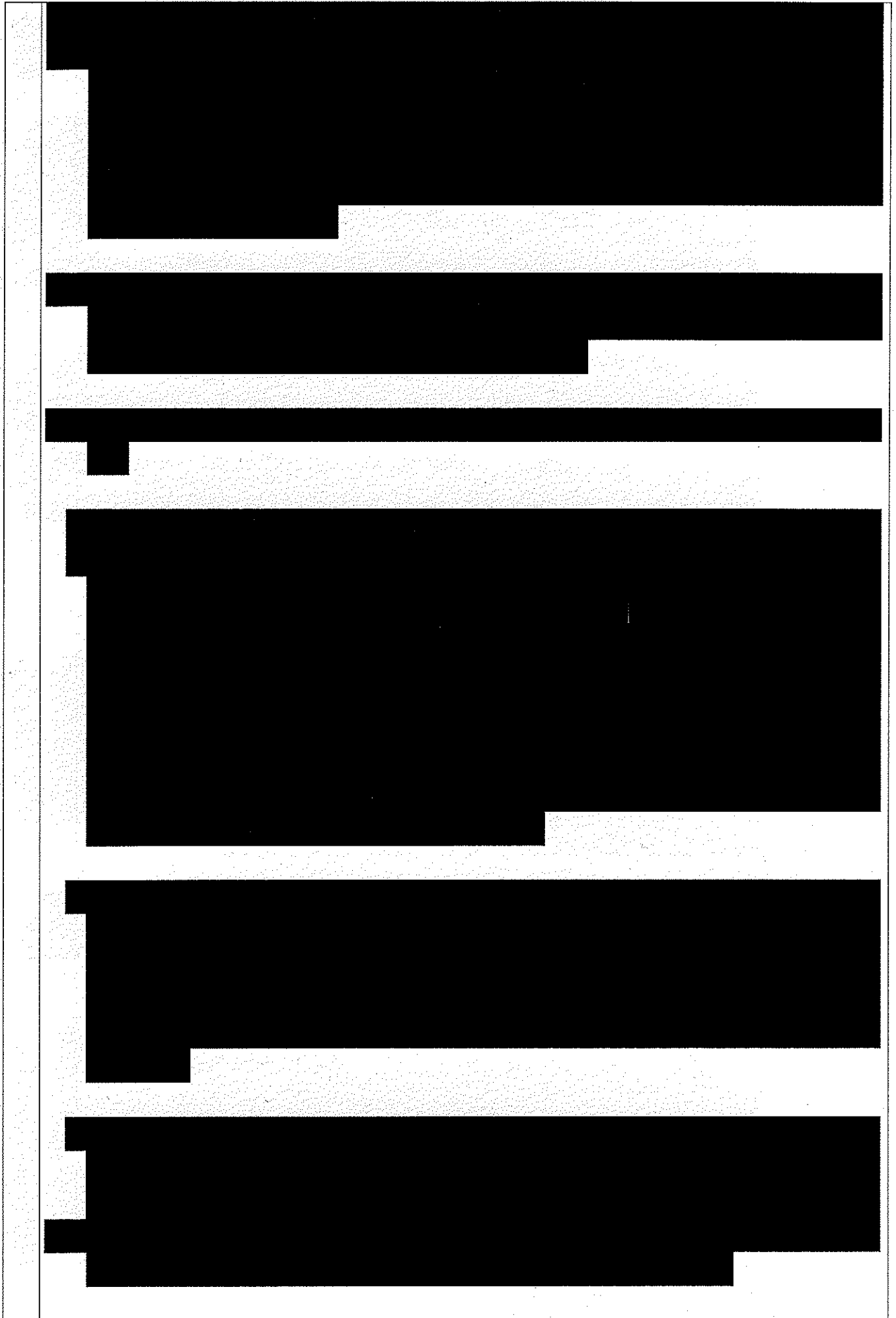
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



- ・（安田委員）では、その次にまいりたいと思います。報告事項に移らせていただきます。事務局から説明がございましたけれども、報告事項の説明というのを割愛させていただいて、報告事項の資料は既にみなさんのお手元に届いていると思いますので、それをご覧いただいていることと思いますので、ご質問・ご意見をまずは受けることからまいりたいと思います。2点資料が渡っていると思いますけれどもお願いいたします。

3 報告事項（説明省略）

（1）名古屋城重要文化財等展示収蔵施設外構工事に伴う特別史跡のき損について

- ・（岡本委員）名古屋城の石垣のことについて、5ページ目の状況のところでお伺いしたいのですが、「掘削の深さが遺構面に達しないと判断していた」ということだったのですが、それは一体何の根拠があって大丈夫だというふうにして、この人達はやったのかというと、それは遺構があるのかもしれないというところで、仮に試掘かなにかをして状況を把握するようなことを前もってしなかったのか、それからどのぐらいの深さで当たってしまったのか、ここに書いてあるところではよくわからなかったのですが、この7ページの写真2ですが、ひっくり返してごちゃごちゃとなったのか、まとめてここに置いてあるわけですか。それと6ページの残った石の状況というのは、これは何を言いたかったのかがよくわからないのです。すみませんが写真のところが状況がよくわかりません。
- ・（文化財保護室長）まず「遺構面に達しないと判断」の根拠は、委員のご指摘のとおり事前の試掘調査をやっているとして、そのときに今回き損したところと同じような石列の確認、それから別の場所では江戸時代の近世包含層の地盤面の確認ということをやっているとして、試掘調査の結果が遺構面の深さという、ある程度のこの位置よりも下のところに遺構面があるだろうという見込みを立てました。その見込みを立てたところから10cmのバッファを取って、そこまで掘削が収まるような計画を立てたのですが、実際のところは想定したよりも浅いところに遺構があったということで、その試掘に基づく設計自体にミステイクがあったというようなことでございます。その深さについては遺構面の存在というのを傾斜していると考えていたと伺ってまして、浅いところではほとんど地表面から0cmから5cmぐらいの非常に浅いところ、それから深いところでは現在の地表面から30cmぐらいの深さのところでの設計をしていたということです。それから写真のところが説明なのですが、7ページにある石の転がっている状況というのは、いわゆる重機を使っている掘削を行っていたということで、そのこと自体が現在問題になっているのですが、その時に重機（バックホー）の爪が石に引っかかって掘り起こされてしまっている状況でございまして、残念ながら施工を担当した業者にはここに遺構がある可能性ということを丁寧に説明

していなかったということがあり、業者としてはいわゆる支障物件みたいなものだと思って掘り起こしたものを一か所に固めてあるような状態が発生しました。これはそういう趣旨のものです。それから6ページに戻りまして、壊されてしまった遺構というのはどのようなものだったのかというのが、残っている状況のところを撮影した写真でして一定の間隔でこういう束石状の、おそらくここはその上に柱みたいなのが立っていたのではないかという基礎遺構みたいなものと、その間を繋ぐいわゆる間知石みたいなものが一定の間隔で並んでいたものを、先程の重機による誤った掘削ということで、飛び飛びにその内の幾つかを掘り起こしてしまったという状況です。これを見て把握しにくいかもしれませんが、一応そういったものを説明するための写真というものでございます。

・（井上委員）この立会いで試掘をしたと今おっしゃったのですが、新聞報道などを見るといかにも建築業者が悪くて名古屋城側は悪くないと言っているようなニュアンスですが、立会っていなかったのが悪いという書き方をしてあったのだけれど、基本的にこれを見る限りはいちばん最初に立会って試掘をやったときの調査の仕方が悪かったからこういうことになったのではないか。その試掘調査をやったのは教育委員会なのか名古屋城にやらせたのか、どちらにやらせてどういう方法をとってやったのですか。

・（文化財保護室長）24年度の調査を行ったのは名古屋城です。

・（井上委員）でしたら岡本先生がおっしゃったように試掘をきちんとやってなかったとか、そのやり方が悪かったとかということではないですか。それを業者かどこが設計したのか知らないけれど、設計したときにこの範囲なら遺構面に達しないからいいですよということを、試掘をやったときのやり方と工事をやるところで本当にやったのか、全然関係ないところで試掘をやっていてそれと延長線上の50m離れたところだから、やはり同じような状況のところだからそこは試掘しないで、一気に機械で立会いもしないで重機を入れてやるような工法をとったのか、どっちなのか。

・（文化財保護室長）試掘をやったのは実際のところの遺構にまつわる「六番御蔵」というところなのですけれど、この場所で試掘調査をしました。

・（井上委員）だったら引っかからないはずじゃないですか。

・（文化財保護室長）調査の仕方とか設計の仕方というのに過ちがあったわけなんですけれども、それについては調査検証をやっているところなので原因については暫定的なことは申し上げることはできません。それはご容赦いただきたいと思います。それから委員からご指摘があったように、あたかも業者の方に非があったような言い方、説明は我々一切しておりませんので、そういうふうに取り扱われるような報道がもしあったのであれば残念なことだと思っています。そのようには認識しておりません。

- ・（井上委員）名古屋城に対する注文なんですけれども、私が現職の頃から名古屋城さんがやってくることは非常にいい加減なことが多くて、文化庁のお怒りをいっぱい買って困るということ、きちんとやれということを指導してきたのだけれども、それでもこれを見る限りは直らないというところがあるので、本当にきちんと名古屋城さんにやっていただかないといけないと思うので、いろんなことがありましたけれど、とにかく届け出をしないで掘削をするとかいろんなことが度々あるので、本当に注意してやっていただかないと困るなと思います。だから文化庁も非常に怒ると思いますよ。
- ・（岡本委員）7ページの写真2の石ですが、深いところは30cmぐらい土が被っていたというような言い方だったと思うのですが、これは掘るのは30cmどころじゃなく、ガバツと掘らないとこんなふうなことにはならないのではないかと思う。どういう行き違いがあって、こんな石がガラガラとなってしまったのか、たぶんこれは1mとか掘らないとこんなふうには出てこないのではないかなと思ったので、これもどういうことですかとお聞きしたいです。
- ・（文化財保護室長）現在調査検証をやっているところなので、原因は何かということについては暫定的なことを申し上げる段階にありませんけれども、1m掘ったということではなく、先程申し上げた重機の爪の部分が石の頭のところに引っかかって、そのまま勢いで掘り起こしてしまったような状況に近いと聞いています。
- ・（山本委員）7ページの写真2の石が集積されている状況を見ますと、いかにも面取りがされていて人工物だとすぐわかるわけですよ。たぶん業者さんも人工物だとわかったんじゃないかと思うんですけど。これはどういうふうに発見されたのですか。工事業者から文化財保護室、名古屋城に連絡があったのか、名古屋城の担当の職員の人達がこの状況を見つけたのか。その辺はどうですか。
- ・（文化財保護室長）この外構工事で実際にき損が起こった場所は5ページのところに図面がありまして、赤く塗ってあるところが今回のき損が起こった石列が並んだところになるのですが、比較的近い位置のところでも名古屋城の学芸員が別の作業に立会いをしていまして、それは雨水の枡を設置するためはかなり深い掘り込みを作っているところがありまして、当然そこは遺構面に達しているところになるものですから、そのピットの中に入って記録を取る作業をしていたというのがありまして、自分の仕事が一段落ついたところで他の現場に目配りしたところ、こういったき損が起こっていたと。それを実際に業者がやりだしてから学芸員が気付くまでに1時間ほどの時間がありまして、その間にかなりのき損が進んでしまったという状況だというふうに把握しております。

- ・（井上委員）立会ってなかったのがいけない。その責任は名古屋城側にあるのか。
- ・（黒沢委員）外してしまった石は石列の修復方法について検討されるということですが、現位置に戻すという方針で考えられるのですか、或いは戻せる状況なのですか。
- ・（文化財保護室長）現時点のところ確認しながら石列を外したわけではないので、正直どの石がどこの位置にあったのかということも含めて、我々としてはわからないということが現実ではありますけども、今後改めて文化庁からの現状変更を得てということになると思いますが、実際の現地の状況も少し掘り下げての調査であるとか、掘り出されて残っている石の、可能であればできる限り修復をして元に戻すということが望ましいし、壊してしまった以上はそういう責務を負っているのではないのかというのが今の状況です。
- ・（黒沢委員）8ページの写真3で石列が部分的に抜けているのは、これが外れた部分ですか。
- ・（文化財保護室長）そうです。現在のところ現場は保全しているというような感じで、その詳細な図面を取る、それから一つ一つの石にナンバーを記してどういった数の石、どういった大きさの石というのが掘り出された状況であるかを鋭意記録、整理をしておりますので、これから先これをどういうふうに修復することが可能なのか、可能であるとしたらどういう方法があるのかということについては、有識者の方にまた事前の打合せをお願いするという形になるかと思えます。
- ・（安田委員）他にいかがでしょうか。
- ・（井上委員）単純なミスですが、資料の14ページの一番下段「高倉遺跡」を「蔵」に直しておいて下さい。それから24ページの指定文化財の件数の一覧があるのですが、備考欄は指定の分類でいくと国指定なのか県指定なのか、市指定なのかがわからないです。何が新規に指定されましたよと書いてあるけれども、こちらの増えた数と前年度の数も書いてないから増減がわからないのに増えたと書いてあるけど、どこが増えたかもわからないし、例えば一番上の備考欄の「紙本著色三十六歌仙切」の佐竹本、佐竹家伝来と書いてあるけどこれはたぶん重要文化財の佐竹本の三十六歌仙のものでと思うのですけれども、知らない人が見たらこれは県指定なのか市指定なのか、国指定の説明なのかわからない。だからこれは備考欄に書くのであれば増減が書いてないから、増えたのなら増えたときの説明として国指定のこれが増えたとかいうことを書いていただきたいし、そうしない限りわからないです。
- ・（文化財保護室長）ありがとうございます。

- ・（安田委員）これはわかるようにしていただければということで。他にございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。
- ・（黒沢委員）別件になるのですがよろしいですか。
- ・（安田委員）ではご意見を伺うということで。
- ・（黒沢委員）その他というところでよろしいでしょうか。実は私は名古屋市の環境局の環境影響評価審査会というところにも、西田さんも一緒に入っているのですけれども、そこで上がってきた案件の中にですね、名鉄名古屋本線の元星崎から桜駅間の高架工事という事案が上がってきました。その名鉄名古屋本線の線路の近辺にはかなりの文化財がある訳で、一番目立つものとしては桜駅のちょっと南側に桜神明社古墳という線路の本当に間に古墳があるのですが、工法の説明を聞く限り事業者側で考えている工法を取った場合、おそらく墳丘が滅失する可能性がかなり高い状況です。環境影響評価審査会の方でその話がありましたので、その場では文化財保護室にちゃんと相談するようにと発言はしたのですが、その後に文化財保護室の方に直接こういう話があるとお伝えしたのですが、その後の事業者との話し合いの経過とか、あるいは文化財保護室としての対応、もうひとつ気になるのはやっぱり環境影響評価審査会上がってくる時点で文化財保護室にその情報がいないわけですね。これは手続き上どうなのかというところを文化財保護室のほうから教えていただきたいのですが。
- ・（安田委員）はい。高架についてのご質問なのですが。
- ・（文化財保護室長）先生の方からご質問をいただいて、それから市役所の担当部署の方からも相談がありましたので、その状況について担当の方から説明をしたいと思います。
- ・（深谷主査）黒沢先生のほうからご質問をいただきましたけれども、名古屋本線の桜駅から元星崎駅間の連続立体交差事業というのが計画されておまして、先生の方から情報提供をしていただいて我々も初めてそういったことがあるのを知った話でございまして、すぐに事業主体である住宅都市局の街路計画課、環境影響評価を所管しております環境局地域環境対策課には連絡を取りまして、まず事業の内容などをヒアリングをさせていただきまして、今後の進め方等について現在調整を始めたところでございます。先程は桜神明社古墳というところがあがりましてけれども、沿線上には他にも幾つかの遺跡がございまして、そういったものへの影響というのが想定されますので、今後そういった影響について、影響を抑えるための調整など適切な対応というのを進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。本来は事前に我々のところに説明があつて然るべきかなと思うところなのですが、な

かなか市役所内部で連絡調整が上手く図られずにいたというようなところでございます。

- ・（井上委員）設計は名鉄がやっているのか名古屋市がやっているのか、どちらですか。
- ・（深谷主査）設計については名古屋市の方でございますけれども、事業自体はかなりの長期の期間になっておりますので、まだ具体的な計画等についてはこれからということでございます。
- ・（黒沢委員）もう既に住民説明会をしていて、その場で事業者側からは仮線方式しか考えてないという、要するに線路を別に作ってそっちを通すと。それが今の線路のどっちに振れるかはわからないけれど、ということなのですけれども、間違いなくこれは古墳側にいってしまうんですよ。ですからやり方そのものを変えない限り間違いなくこれは影響どころかたぶん古墳が無くなってしまいますので、ここはちょっとシビアに対応していただけないかなというふうなお願いをしたいと思います。
- ・（安田委員）どこの段階でしたでしょうか。準備書でしょうか。
- ・（黒沢委員）あれは準備書でしょうか。
- ・（深谷主査）環境影響評価方法書の説明会です。
- ・（文化財保護室長）現時点での状況というのはまだまだ非常に曖昧というか、本当に計画の段階で、連続立体交差の事業でやる方式としては直上の方式ではなく横に仮線を作ってやるという方式で、当然横に仮線を作ってということになると現在の線路の左側なのか右側なのかというのがあるので、それについては大まかにここからここまでの区間については左側だとか、ここからここまでの区間については右側みたいなところがあって、現在の桜神明社古墳のところは桜神明社古墳側にという計画があるところまでは、実際には今の情報として掴んでいますが、まだ現地の具体的な状況を把握をしながら具体的な計画を立てているという段階ではございませんので、こういった配慮が可能かどうかということは相談をしながら我々の立場をしっかりと申し入れていきたいというふうに考えております。
- ・（井上委員）南区で残っている古墳はあれだけではないですか。
- ・（深谷主査）鳥栖八剣社古墳とか鳥栖神明社古墳というのもございますけれども、確かにそれほど多いわけではありませんので。

- ・（井上委員）（桜神明社古墳の）墳丘がいちばん良く残っている。
- ・（安田委員）貴重な資料がなくならないようにしていただかないといけません。他にございませんでしょうか。よろしいですか。それでは長くお時間を取っていただきありがとうございました。審議案件はここまででございますのでお返しをしたいと思います。
- ・（文化財保護室長）委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。安田委員長におかれましては、長年にわたり委員をお務めいただきましたが、このたびご本人様のご意向により、今年度をもちましてご退任されることとなりました。安田委員長、よろしければ一言ご挨拶を賜りたく存じます。よろしく願い申し上げます。
- ・（安田委員）もう時間がだいぶ過ぎておりますので。皆さまをなかなか上手く取り回しできないこともあり申し訳ございませんでした。いろいろとお世話になりました。いろいろなことを勉強させていただいて有り難かったです。どうもお世話になりました。
- ・（文化財保護室長）安田先生ありがとうございました。長い間本当に文化財保護行政にご教示賜りましてありがとうございました。今後もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。それでは以上をもちまして、文化財調査委員会を終了させていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

<閉会>